

【研究ノート】

日本における子育て支援に関する施策の動向と課題

趙 碩¹・藤井 瞳²・蘭 鵬³・費 曉 東⁴
(2019年1月8日受付)

Trends and Issues of Child-rearing Support Measures in Japan

Shuo ZHAO¹, Hitomi FUJII², Peng LIN³ and Xiaodong FEI⁴

1. はじめに

本稿の目的は、日本における子育て支援にかかる施策の動向を整理するとともにその課題を明らかにすることである。そのため、「子育て世代包括支援センター」に至るまでの経緯と「子育て世代包括支援センター」の実働による期待を明らかにする。

今日、核家族化や地域社会のつながりの希薄化等を背景として、子育ての悩みや不安を抱えたまま保護者が孤立してしまうことが指摘されている¹。2016（平成28）年度文部科学省委託調査において、4割以上の保護者が、子育てについての悩みや不安を抱えているという結果が示されている²。保護者は子どもを心身ともに健やかに育成する第一義的責任を有する存在³であり、自助努力が必要とされる。また、国及び地方公共団体には、保護者とその子どもを支援する責任⁴があり、公助の推進が必要である。しかし、自助努力の促進や、公助の推進によってすべての保護者と子どもを支援することには限界がある。そのため、保護者同士や地域の住民の助け合い⁵による互助・共助が必要とされている。

日本では、1990（平成2）年の「1.57ショック」を契機に、少子化が社会問題として認識され⁶、行政による様々な子育て支援が展開されるようになった。2012（平成24）年8月に制定された「子ども・子育て関連3法」⁷に基づき、2015（平成27）年度から「子ども・子育て支援新制度」が本格施行された。本制度では、基礎自治体である市町村が実施主体となることが定められており、各市町村は、幼児教育・保育及び子育て支援に関する住民の需要を把握し、その需要に対する子ども・子育て支援の提供体制の確保等を内容とする事業計画（「市町村子ども・子育て支援事業計画」）を策定し、計画に基づいて「施設型給付」等の給付や「地域子ども・子育て支援事業」を計画的に実施することとしている。その上で、都道府県は「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を作成するなど市町村による子ども・子育て支援策の実施を国と都道府県が重層的に支える仕組みとなっている⁸。

新制度の施行にあたり、広島県東広島市においては、「東広島市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向け、子ども・子育て支援に関するニーズ調査を行った。調査結果報告書によると、子育てに「不安や負担を感じる」（「非常に不安や負担を感じる」）+「どちらかといふと不安や負担を感じる」と回答した割合は、就学前児童のいる家庭で44.3%，小学生のいる家庭で47.8%であった。一方で、相談体制への満足度について「利用しやすい」（「利用しやすい」+「どちらかといふと利用しやすい」）と回答した割合は就学前児童で14.7%，小学生のいる家庭で11.1%であった⁹。調査結果からは、約半数の家庭が子育てに不安や負担を感じている中、そうした不安や負担を行政が整備した相談機関に相談するといった行動には結び付

¹ 広島大学グローバルキャリアデザインセンター

² 広島大学大学院教育学研究科博士課程後期

³ 中国潍坊科技学院

⁴ 中国北京外国语大学北京日本学研究センター

きにくいということが推察されるのである。また「各市町村において様々な子育てを支援する事業が展開されているが、利用者にとっては、どこに相談したらよいのか、具体的な事業内容がどのようなものなのかなど、情報を把握する手段が多岐にわたり的確な情報を得られにくい状況にある」¹⁰との指摘もある。保護者や子どもにとって身近な地域における利用しやすい子育て支援を提供することが急務であるといえよう。

そこで、本稿では子育て支援に関わる施策のひとつとして、「子育て世代包括支援センター」（以下、「包括支援センター」とする）に着目する。「包括支援センター」は、2017（平成29）年4月から児童福祉法の一部改正の施行により、全国の自治体に設置することが法定化（努力義務）された子育て支援施策である。様々な子育て支援施策が展開されている中、なぜ「包括支援センター」の全国的な展開が必要とされているのだろうか。「包括支援センター」の成立までの経緯と「包括支援センター」の実効による期待を明らかにすることを通じて、日本における子育て支援の動向と課題を明らかにすることが本稿の目的である。これらの検討を通して、保護者や子どもにとって身近な地域における利用しやすい子育て支援の在り方に示唆を得たい。

2. 日本における子育て支援に関する施策の動向—1990年代から2010年代まで—

先述したように、1990（平成2）年の「1.57ショック」に始まる少子化への危機感を端緒に、政府は仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境づくりに向けて様々な施策が打ち出された。政府による施策において、「子育て支援」という用語が初めて登場したのは、1990年度の『厚生白書』であった¹¹。そして、政府による最初の少子化対策の具体的な施策は、1994（平成6）年に文部・厚生・労働・建設の4大臣合意により策定された「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」であった。エンゼルプランは、1995年からの10年間に取り組むべき基本的方向と重点施策を定めた計画である。また、エンゼルプランを実施するため、「緊急保育対策等5か年事業」（大蔵・厚生・自治の3大臣合意）が策定され、保育所の量的拡大や低年齢児（0～2歳児）保育、延長保育等の多様な保育サービスの充実、地域子育て支援センターの整備等が事業の中心となっていた¹²。その後、1999（平成）年には、少子化対策推進基本方針に基づく重点施策の具体的実施計画として「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」（大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治の6大臣合意）が策定された。新エンゼルプランにおいては、それまでの保育関係だけでなく、雇用、母子保健、相談、教育等の事業も加えた幅広い内容が示された¹³。しかし、小崎・増井（2015）が述べたように、「この二つのプラン作成時に子育ての主体として父親は想定されておらず、子育て支援の創成期においては、その主体は母親のみが想定されており、父親への支援という意識自体が存在していないといえる」¹⁴。

このように、1990年代の子育て支援施策は、子育て支援施策の登場期ともいえる時期であり、女性の子育てと仕事の両立支援や、保育環境の整備を中心とした施策が展開された。しかし、男性・父親の子育て支援に結びつくまでには至っておらず、子育ての担い手としての母親への支援のみにとどまっていた。

2000年代に入ると、厚生労働省において2002（平成14）年に「少子化対策プラスワン」がまとめられた。「少子化対策プラスワン」では、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」の観点を取り上げ、社会全体が一体となって総合的な取組を進めるなどを提言した¹⁵。「少子化対策プラスワン」では、子育ての担い手としての男性・父親に着目し、その支援を行うことや、地域における子育て支援を充実させることなど、保育環境の整備に加え、保育に欠けない子も含めた子育て家庭を支援するという子育て支援施策の転換点であったと考えられる。「少子化対策プラスワン」を踏まえて、2003（平成15）年には次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、「次世代育成支援対策推進法」（平成15年法律第120号）が制定された。同年、「少子化社会対策基本法」（平成15年法律第133号）が制定された。これらの法律にみられるように、子育て支援が少子化対策から次世代育成対策へと新たな展開が行われた。これを受けて2004（平成16）年には、「少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画（子ども・子育て応援プラン）」が策定され、保育事業中心から若者の自立・教育、働き方の見直し等を含めた幅広いプランへと転換するのが特徴のひとつである。また、「子ども・子育て応援プラン」において、サービスの受け手である国民の視点を取り入れること、すべての子どもと子育てを大切にする取組を推進することも注目すべきであろう。

その後も子育て支援施策は次々と策定され¹⁶、2010（平成22）年には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定された。「子ども・子育てビジョン」の大きな特徴として、次の3点をあげることができる。すなわち、①子どもが主人公であると位置づけたこと、②「家族や親が子育てを担う」ことから「社会全体で子育てを支える」ことへの基本理念を転換したこと、③「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと施策の基本視点を転換したことである。さらに、矢澤（2011）によれば、子育て支援における男女共同参画の視点が明確化されるのは、「子ども・子育てビジョン」においてである¹⁷。

以上のように、2010年代からの子育て支援施策は、子育ての担い手として、女性・母親のみならず、男性・父親へも目を向ける必要性が意識され始めたことに加え、家族のみならず、社会全体で子どもと子育てを支える方向性を示した。また、子どもを育てる側の支援だけではなく、子どもの育ちに着目し、主人公としての子どもへの支援も検討されるようになった。こうした流れは、社会全体による子育て支援を総合的に推進していくものであり、少子化対策から子ども・子育て支援へと転換させる点で画期的といえる。つまり、ここまででの時期を子育て支援施策の転換期として評価できるといえよう。

3. 2010年代までの施策における残された課題

1990年代から始まった子育て支援施策は現在、母子保健法に基づく母子保健事業、子ども子育て支援法に基づく利用者支援事業、児童福祉法に基づく子育て支援事業など、支援機関も支援内容も多岐にわたっている¹⁸。しかしながら、様々な子育て支援施策が展開されることで、課題も生じてきている。

第一に、様々な子育て支援施策について、利用する側に混乱が生じているという問題である。一口に子育て支援といつても、対象者や対象者の年齢によって受けられる支援が異なっている。例えば、子育て支援の対象者としては、子どもへの直接的な支援、親子への支援、子育てを担う親（個人）への支援、子育てを担う親たちへの支援が考えられる。また、妊娠中、産後、乳幼児、学齢期等、子どもの年齢によっても支援対象が区切られていることが多い。さらに、子育て支援の目的も大別すると、子どもを育てる困難を軽減するための支援（負担軽減・代理活動）、子どもを育てる力の育成に向けての支援（主体性の育成・教育活動）に分けることができ¹⁹、それぞれ、家事の代行や保育所への送迎を支援するファミリー・サポート事業や、保護者向け学習プログラム²⁰等の事業が展開されている。

すなわち、子育て支援施策は、対象者や対象者の年齢、および、支援の目的や内容等によって受けられる支援が異なっており、利用する側が自ら必要とする支援は何なのかを考え、判断し、選ぶ必要に迫られている。しかし、保護者が抱える不安や悩みの多くは漠然としたものであると考えられる。また、子どもに発達上の課題が見られる場合でも、保護者が疑問に思わなければ見過ごしてしまう可能性もある。村上（2014）は、「子育て支援の現場では支援者と被支援者の関係において当事者性の原則が謳われている。しかし当事者性の持つ限界とともに、適正で必要な専門性を認識することが必要」²¹だと指摘する。すなわち、利用する側が選択しやすいようにすることのみならず、支援する側が支援ニーズを察知し、提案していく取組が必要とされる。

第二に、継続的・包括的な支援ニーズへの対応の問題である。「各関係機関はそれぞれの支援に関わる情報のみ把握する傾向にあり、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握できていないとの指摘があった」²²。例えば、産婦人科医院から地域の子育て支援センター、保育所など、子どもの成長とともに支援の中心となる機関が変わることで情報が途切れてしまうことも考えられる。加えて、子どもを育てる困難を軽減するための支援（負担軽減・代理活動）と子どもを育てる力の育成に向けての支援（主体性の育成・教育活動）の両方の支援ニーズがある場合への対応も必要となってくる。また、これまでの子どもの成長や親としての成長を継続的にみとることが難しく、支援者が不足部分に目がいきやすくなることも考えられる。

第三に、子育て支援施策を実施している関係機関同士の連携の問題である。「支援には多くの関係機関が関わることから、関係機関同士の十分な情報共有や連携が難しく、制度や機関により支援が分断されてしまうという課題」²³があり、「関係機関間の連携体制が確立されていない場合には、個別の機関が所管以外の支援ニーズを把握しても、適切な関係機関や支援につなぐことが難しく、妊産婦・乳幼児等が直面する問題が深刻化してしまう懸念もあった」²⁴とされる。例えば、子育て支援センターや児童館、公共図書館など様々な場所で開催されている子どもを対象とした催しにおいて、参加している保護者が

抱える悩みや不安を聞くような時間が取れなかつたり、「子どもの様子が気になる」、「保護者の表情が優れない」といったことに気がついたとしても、具体的な支援行動に結びつけることが難しかつたりすることが考えられる。

4. 「包括支援センター」の成立までの経緯

前章でとりあげた課題を解決するために、それぞれの施策の関連性を考慮し、連携を図るとともに、事業をより包括的なものとしていこうとする動きが見られるようになってきた。

厚生労働省は、2014（平成26）年度から「母子保健相談支援事業」、「産前・産後サポート事業」、「産後ケア事業」の三つの事業からなる施策として「妊娠・出産包括支援モデル事業」を29市町村において実施した²⁵。2014（平成26）年12月には「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定された。施策のひとつである「妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援」においては、「フィンランドで実施されている包括的な相談支援機関（ネウボラ）による支援を参考に、日本においても地域の包括的な支援センターを整備することが望まれる」²⁶ことが示された。さらに、「包括支援センター」を、「緊急的取組として50か所、2015年度までに150か所整備し、おおむね5年後までに地域の実情等を踏まえながら全国展開を目指していく」²⁷ことが明記された。その後、2015（平成27）年3月に策定された新たな「少子化社会対策大綱」においても、「包括支援センター」の整備が示され、「妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）の整備を図るとともに、保健師等の専門職等が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて支援プランを作成することにより、妊産婦等に対し切れ目のない支援の実施を図る」²⁸ことが示された。

このような状況の中で、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）において、母子保健法の改正により、2017（平成29）年4月から「包括支援センター」（法律上の名称は「母子健康包括支援センター」という。）を市区町村に設置することが努力義務とされた。さらに、2016（平成28）年閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき、2020（平成32）年度末までに地域の実情等を踏まえながら、「包括支援センター」の全国展開を目指すこととされている²⁹。

「包括支援センター」については、「平成26年度から実施されている妊娠・出産包括支援事業と、平成27年度から開始された子ども・子育て支援新制度の利用者支援や子育て支援などを包括的に運営する機能を担うものであり」³⁰、全国展開によって、「どの市区町村に住んでいても、妊産婦及び乳幼児等が安心して健康な生活ができるよう、利用者目線に立って、一貫性・整合性のある支援が実現されることが期待される」³¹。また、「包括支援センター」には、「妊娠初期から子育て期にわたり、妊娠の届出等の機会に得た情報を基に、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて個別に支援プランを策定し、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関による切れ目のない支援を行うこと」³²が求められ、「専門知識を生かしながら利用者の視点に立った妊娠・出産・子育てに関する支援のマネジメントを行うこと」³³も期待されている。

なお、「包括支援センター」の設置運営については、「子育て世代包括支援センターの設置運営について（通知）」（2017）において次のように示されている。対象者は「主として、妊産婦及び乳幼児並びにその保護者」³⁴であり、「地域の実情に応じて、18歳までの子どもとその保護者についても対象とする等、柔軟に運用することができる」³⁵。実施場所は「母子保健に関する専門的な支援機能及び子育て支援に関する当事者目線での支援機能を有する施設・場所」³⁶とされている。事業内容は、①妊産婦及び乳幼児等の実情を把握すること、②妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと、③支援プランを策定すること、④保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うことが示されている。また、これらに加えて、地域の実情に応じて、母子保健事業や子育て支援事業を行うことや、地域において不足している母子保健事業や子育て支援事業を実施するための体制づくりを行うことができるとされる³⁷。

5. 「包括支援センター」の実働による期待

高屋（2018）は、「包括支援センター」が「行政だけではカバーしきれない、あるいは子どもや保護者にとって行政よりも身近な存在として、柔軟できめ細かな支援が可能なインフォーマルな団体・関係機関と連携」³⁸し、支援していく体制の構

築を実践していくものだと述べている。佐藤（2018）は、ネウボラの理念を「個を大切にした対話による家族支援」と「親だけではなく社会全体で育てる養育」と捉え、この理念を「包括支援センター」に生かす支援として①サービス提供者側でなく、受け手側の目線に立った支援、②ワンストップ・サービスをあげている³⁹。

厚生労働省「子ども・子育て支援推進調査研究事業」では、「包括支援センター」における切れ目のない支援の実現に向けて次のような課題を指摘している⁴⁰。一つ目は、「仕事内容」や「世帯の経済状況」等の社会生活面に関する状況の継続的な把握は市町村によって様々であるが、必要に応じて適切な支援へと橋渡しができるよう情報収集の取組を強化していくことである。二つ目は、関係機関の理解や協力を確保していくことである。三つめは、利用者目線での支援プランが重要であり、可能な限り支援プランの策定に本人の参加や意見を求めていくことである。

以上の先行研究の指摘をふまえると、「包括支援センター」が実働することによって期待される点には、次の三点を指摘できる。

第一に、支援者と利用者の意向やニーズを把握し、調整することで、個に応じた支援ができることがある。個別の支援プランの作成によって、利用者の意向やニーズを把握し、支援者の意向と調整していくことで、よりきめ細やかな支援を行うことが期待されることである。このことは 2010 年代までの施策における残された課題の第一として取り上げた「様々な子育て支援施策について、利用する側に混乱が生じているという問題」に応えうるものである。さらに、必要な支援を選択していくことに加え、子どもとその保護者をとりまく環境への理解を通して、地域にある資源の発見や、新たな資源の創出にもつながることが期待される。

第二に、ワンストップ・サービスとしての機能を果たすことで、産前から学齢期までの子どもとその家庭に対し、行政機関のみならず、インフォーマルな団体・関係機関が連携しながら継続的・包括的に支援できる可能性があることである。このことは 2010 年代までの施策における残された課題の第二として取り上げた「継続的・包括的な支援ニーズへの対応の問題」に応えうるものである。さらに、単なる相談窓口の一本化を越え、「包括支援センター」を拠点とし、地域における自助・互助・共助・公助を生かした子どもと子育てを支える体制づくりへと発展していくことが期待される。

第三に、対話を軸とした支援によって保護者の力を引き出す支援ができることがある。このことは、対話を通し、子どもを育てる困難を軽減するための支援（負担軽減・代理活動）から、子どもを育てる力の育成に向けての支援（主体性の育成・教育活動）へとつなげていくことが期待される。

最後に、2010 年代までの施策における残された課題の第三として取り上げた「子育て支援施策を実施している関係機関同士の連携の問題」は、依然大きな課題として残された。このことは「包括支援センター」を拡充していくだけで解消できる問題ではない。包括支援を進める趣旨を活かして、関係機関同士のネットワークを実働させていく取組の強化や再編等も視野に入れた改革に取り組んでいくことが必要とされるのではないだろうか。

6. おわりに

本稿では、「包括支援センター」の成立までの経緯と「包括支援センター」の実働による期待を明らかにすることを通じて、日本における子育て支援の動向と課題を明らかにした。本稿で「包括支援センター」を取り上げたのは、児童福祉法の一部改正を契機として行政主導によって妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うものであることに着目した。それまでの様々な子育て支援施策制定の要点を取り込みながら「包括支援センター」が法律に根拠を持って展開されている点は注目すべき点であると考えられる。つまり、「包括支援センター」は、「妊娠・出産包括支援モデル事業」（厚生労働省、2014 年）、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2014）、「少子化社会対策大綱」（2015）の流れを受けた「児童福祉法等の一部を改正する法律」（2016）に法的根拠をもって、切れ目のない支援体制の構築に向けて全国展開されているものとして注目に値する。

また、先行研究の検討をふまえ、「包括支援センター」の実働による期待をとりあげた結果、保護者や子どもにとって身近な地域における利用しやすい子育て支援の在り方に關し、次の二点が示唆された。第一に、行政や専門家の視点のみならず、利用者の視点にたった支援が必要であることである。第二に、制度の縦割りやたらい回しによる弊害等への対処を目的とし

た、ワンストップ・サービスの実現を目指し、関係機関間の連携を推進していくにあたって、関係機関同士のネットワークを実働させていく取組の強化や再編等も視野に入れた改革に取り組んでいくことが必要であることである。

一方、「包括支援センター」には課題も残されている。妊娠・出産・子育て期までの継続的支援を目指した取組ではあるが、就学後の支援については検討が不十分である⁴¹。今後は学校との連携も考慮し、子どもが就学した後も支援が途切れることがないような体制づくりが必要であろう。また、「包括支援センター」の展開を充実させるためには、支援者（行政）と利用者（保護者）双方の意向の差異やニーズを把握する必要があるが、今回は取り上げることができなかつた。この点は、今後の課題としたい。

付記

本研究は、平成 30 年度サタケ基金助成金の助成を受けて、共同研究「ネウボラを拠点とした継続的な家庭教育支援に関する研究—広島県東広島市の事例を中心に—」（代表者：藤井瞳）の一環として行いました。

注・引用文献

¹ 家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会「家庭教育支援の具体的な推進方策について」、2017年、2頁。

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/04/03/1383700_01.pdf (2018 年 11 月 1 日最終閲覧)

² 株式会社インテージリサーチ「平成 28 年度『家庭教育の総合的推進に関する調査研究～家庭教育支援の充実のための実態等把握調査研究～』（平成 28 年度文部科学省委託調査）」、2017 年、59 頁。

http://katei.mext.go.jp/contents2/pdf/H28_kateikyouikushien_houkokusho.pdf (2018 年 11 月 1 日最終閲覧)

³ 子どもを心身ともに健やかに育成する第一義的責任を有する存在が保護者であるとするのは、次のような法律に基づくものである。すなわち、「親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。（民法第 820 条）」及び「児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。（児童福祉法第 2 条第 2 項）」をあげることができる。

⁴ 国及び地方公共団体には、保護者とその子どもを支援する責任があるとするのは、次のような法律に基づくものである。すなわち、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。（児童福祉法第 2 条第 3 項）」をあげることができる。

⁵ 保護者同士や地域の住民の助け合いが必要とされるのは、次のような法律に基づくものである。すなわち、「全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。（児童福祉法第 2 条）」と規定されている。

⁶ 内閣府編『平成 17 年版少子化社会白書』ぎょうせい、2005 年、22 頁。厚生労働省編『平成 17 年版厚生労働白書』ぎょうせい、2005 年、85 頁。

⁷ 子ども・子育て関連 3 法は、「子ども・子育て支援法」（平成 24 年法律第 65 号）、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 66 号）、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 24 年法律第 67 号）をさす。

⁸ 内閣府「平成 25 年版少子化社会対策白書全体版（PDF 版）」、33-34 頁。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2013/25pdfhonpen/pdf/s2.pdf> (2018 年 11 月 21 日最終閲覧)

⁹ 東広島市『東広島市子ども・子育て支援に関するニーズ調査 調査結果報告書』、2014 年、55-75 頁。

<http://www.city.higashihiroshima.lg.jp/material/files/group/36/71154932.pdf> (2018 年 11 月 21 日最終閲覧)

¹⁰ 内閣府『平成 26 年版少子化社会対策白書全体版（PDF 版）』、109 頁。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2014/26pdfhonpen/pdf/s3-3-1.pdf> (2018 年 11 月 21 日最終閲覧)

¹¹ 斎藤克子「子育て支援施策の変遷—1990 年以降の子育て支援施策を中心として」『京都女子大学現代社会研究科論集』1、2007 年、65-77 頁。吉田ゆり「子育て支援の展開とまちづくりの関連について』『京都女子大学現代社会研究科論集』3、2009 年、69-81 頁。

¹² 内閣府「平成 30 年度少子化対策白書全体版（PDF 版）」、34 頁。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2018/30pdfhonpen/pdf/s2-1-1.pdf> (2018 年 11 月 1 日最終閲覧)

-
- ¹³ 同上。
- ¹⁴ 小崎恭弘・増井秀樹「子育てにおける父親支援の移り変わりとその意義—少子化社会におけるプランの変遷—」大阪教育大学家政学研究会『生活文化研究』52, 2015年, 8頁。
- ¹⁵ 厚生労働省「少子化対策プラスワン（要点）」
<https://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/09/h0920-1.html> (2018年11月5日最終閲覧)
- ¹⁶ 例えば、「新しい少子化対策について」(2006), 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(2007), 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」(2007), 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(2007)などがある。
- ¹⁷ 矢澤澄子「子ども・子育て支援と男女共同参画を推進する地域づくり」独立行政法人国立女性教育会館編集平成22年度「男女共同参画の視点に立った地域全体で取り組む次世代育成支援事業に関する調査研究」報告書『子ども・子育て支援を通した身近な男女共同参画の推進—男女共同参画を推進する施設や団体がおこなう子育て支援と地域づくり—』石井印刷, 2011年, 58-65頁。
- ¹⁸ 厚生労働省『子育て世代包括支援センター業務ガイドライン』, 2017年, 3頁。
- ¹⁹ <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidakuteikyoku/kosodatesedaigaidorain.pdf> (2018年11月22日最終閲覧)
- ²⁰ 増山均「子育て支援概論」社会福祉法人日本保育協会『子どもが育ち 親も育つ 地域がつながる子育て支援—新しい子育て文化の創造をめざして—（地域における子育て支援に関する調査研究報告書）』, 2012年, 17-19頁。
- http://www.nippo.or.jp/research/pdfs/2011_03/2011_03.pdf (2018年11月27日最終閲覧)
- ²¹ 各地域の保護者向け学習プログラム（各地の取組一覧）
<http://katei.mext.go.jp/contents4/4-2.html> (2018年11月26日最終閲覧)
- ²² 村上千幸「子ども・子育て支援の近未来」社会福祉法人日本保育協会『子どもの育ちを支える子育て支援（地域における子育て支援に関する調査研究報告書）』, 2014年, 205頁。
- http://www.nippo.or.jp/research/pdfs/2013_02/2013_02.pdf (2018年11月26日最終閲覧)
- ²³ 厚生労働省『子育て世代包括支援センター業務ガイドライン』, 前掲資料, 3頁
- ²⁴ 同上。
- ²⁵ 内閣府「平成27年版少子化社会対策白書全体版（PDF版）」, 113-114頁。
- <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2015/27pdfhonpen/pdf/column09.pdf> (2018年11月22日最終閲覧)
- ²⁶ まち・ひと・しごと創生本部「まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）」, 2014年, 41頁。
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/pdf/20141227siryou5.pdf> (2018年11月22日最終閲覧)
- ²⁷ 同上。
- ²⁸ 内閣府「少子化社会対策大綱」, 2015年, 12頁。
http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/law/pdf/shoushika_taikou2_b1.pdf (2018年11月22日最終閲覧)
- ²⁹ 「ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）」, 2016年, 14頁。
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ichiokusoukatsuyaku/pdf/plan1.pdf> (2018年11月22日最終閲覧)
- ³⁰ 厚生労働省『子育て世代包括支援センター業務ガイドライン』, 前掲資料, 1頁。
- ³¹ 同上, i頁。
- ³² 同上, 6頁。
- ³³ 同上, 1頁。
- ³⁴ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課雇児発0331第5号「子育て世代包括支援センターの設置運営について（通知）」, 2017年。
- ³⁵ 同上。
- ³⁶ 同上。
- ³⁷ 同上。
- ³⁸ 高屋大樹「子育て世代包括支援センターに関する一考察—センターの創設過程、自治体の取組と今後の課題」『後藤・安田記念東京都市研究所 都市問題』109(2), 2018年, 116頁。
- ³⁹ 佐藤拓代「子育て世代包括支援センターとネウボラの理念」『大阪市立大学看護学雑誌』14, 2018年, 36-39頁。
- ⁴⁰ みずほ情報総研株式会社「子育て世代包括支援センターの業務ガイドライン案作成のための調査研究報告書（厚生労働省平成28年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）」, 2017年, 55-56頁。
https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/pdf/kosodate2017_01.pdf (2018年11月28日最終閲覧)
- ⁴¹ 藤井瞳「学齢期の子どもとその家庭を対象とした家庭教育支援に関する一考察」『広島大学大学院教育学研究科紀要』（第一部学習開発関連領域）66, 2017年, 40頁。高屋大樹, 前掲論文, 115-116頁。